

## 年金制度の歴史

### I 昭和10年代、20年代 ～被用者年金の創設～

昭和16年 労働者年金保険法の制定 **《各改正における老齢年金の基本設計（年金額）》**

昭和19年 厚生年金保険法と改称  
(女子への適用拡大)

【制度創設時】  
平均標準報酬月額 × (25/100 + 1/100 × 20年超の期間)

昭和29年 厚生年金保険法の全面改正  
(「定額+報酬比例」の給付体系の確立、  
支給開始年齢55歳→60歳)

【昭和29年改正】  
平均標準報酬月額 × 5/1000 × 加入月数 + 24,000円

※ 支給開始年齢; 男子60歳、女子55歳

### II 昭和30年代 ～国民皆年金体制の確立～

昭和33年 国家公務員共済組合法の制定

昭和34年 国民年金法の制定

【昭和34年改正】  
国年; 20年未満加入年数 × 900円  
+ 20年超加入年数 × 1,200円  
厚年; 平均標準報酬 × 6/1000 × 加入月数 + 24,000円

昭和36年 拠出制国民年金の発足  
(国民皆年金の達成、通算制度の創設)

昭和37年 地方公務員共済組合法の制定

### III 昭和40年代～50年代半ば ～高度成長に対応した給付改善～

昭和40年 「1万円年金」

【昭和40年改正】  
国年; 加入年数 × 2,400円  
厚年; 平均標準報酬月額 × 10/1000 × 加入月数  
+ 250円 × 加入月数

昭和44年 「2万円年金」

【昭和44年改正】  
国年; 加入年数 × 3,840円  
厚年; 平均標準報酬月額 × 10/1000 × 加入月数  
+ 400円 × 加入月数

昭和48年 「5万円年金」

(物価スライド、  
賃金再評価の導入)

【昭和48年改正】  
国年; 加入年数 × 9,600円  
厚年; 平均標準報酬月額(再評価後) × 10/1000  
× 加入月数 + 1,000円 × 加入月数

昭和51年 「9万円年金」

【昭和51年改正】  
国年; 加入年数 × 15,600円  
厚年; 平均標準報酬月額(再評価後) × 10/1000 × 加入月数  
+ 1,650円 × 加入月数

IV 昭和50年代半ば～平成初年代 ～制度間調整と制度の統合一元化、高齢化社会への対応～

昭和55年 厚生年金支給開始年齢上げの提案するも法案に盛り込めず

【昭和55年改正】

国年;加入年数×20,160円

厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数  
+2,050円×加入月数

昭和60年 基礎年金の導入、給付水準の適正化、女性の年金権の確立など

【昭和60年改正】

基礎年金;600,000円×加入年数/40年

厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×7.5/1000×加入月数  
+基礎年金

平成元年 厚生年金支給開始年齢上げを法案に盛り込むも国会修正で見送り、

被用者年金制度間費用負担調整法の制定

【平成元年改正】

基礎年金;666,000円×加入年数/40年

厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×7.5/1000×加入月数  
+基礎年金

平成6年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢上げ、雇用保険給付との調整、可処分所得スライドの導入など

【平成6年改正】

基礎年金;780,000円×加入年数/40年

厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×7.5/1000×加入月数  
+基礎年金

平成8年 JR、NTT、たばこ共済の厚生年金への統合(9年施行)

V 平成10年代 ～急激な少子・高齢化の中での制度の長期的、安定的な維持～

平成12年 報酬比例部分の支給開始年齢上げ、報酬比例年金の給付水準の5%適正化、総報酬制の導入など

【平成12年改正】

基礎年金;804,200円×加入年数/40年

厚年;平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数  
+基礎年金

平成13年 農林共済の厚生年金への統合(14年施行)

平成16年 保険料水準固定方式の導入、基礎年金国庫負担を2分の1へ引上げ、積立金の活用、マクロ経済スライドの導入など

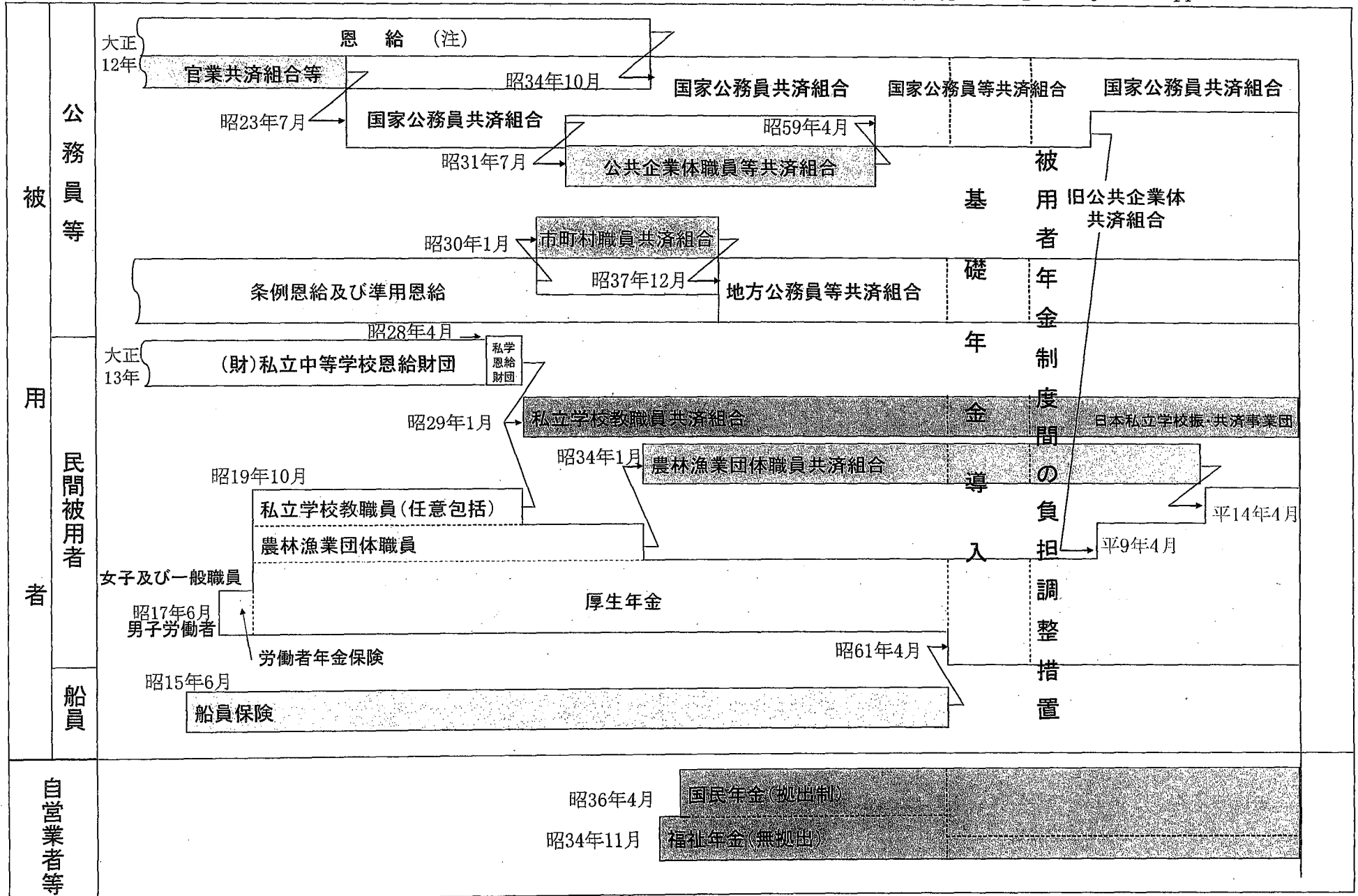
【平成16年改正】

基礎年金;780,900円×加入年数/40年

厚年;平均総報酬(再評価後)×5.481/1000  
×加入月数+基礎年金

# 公的年金制度の沿革

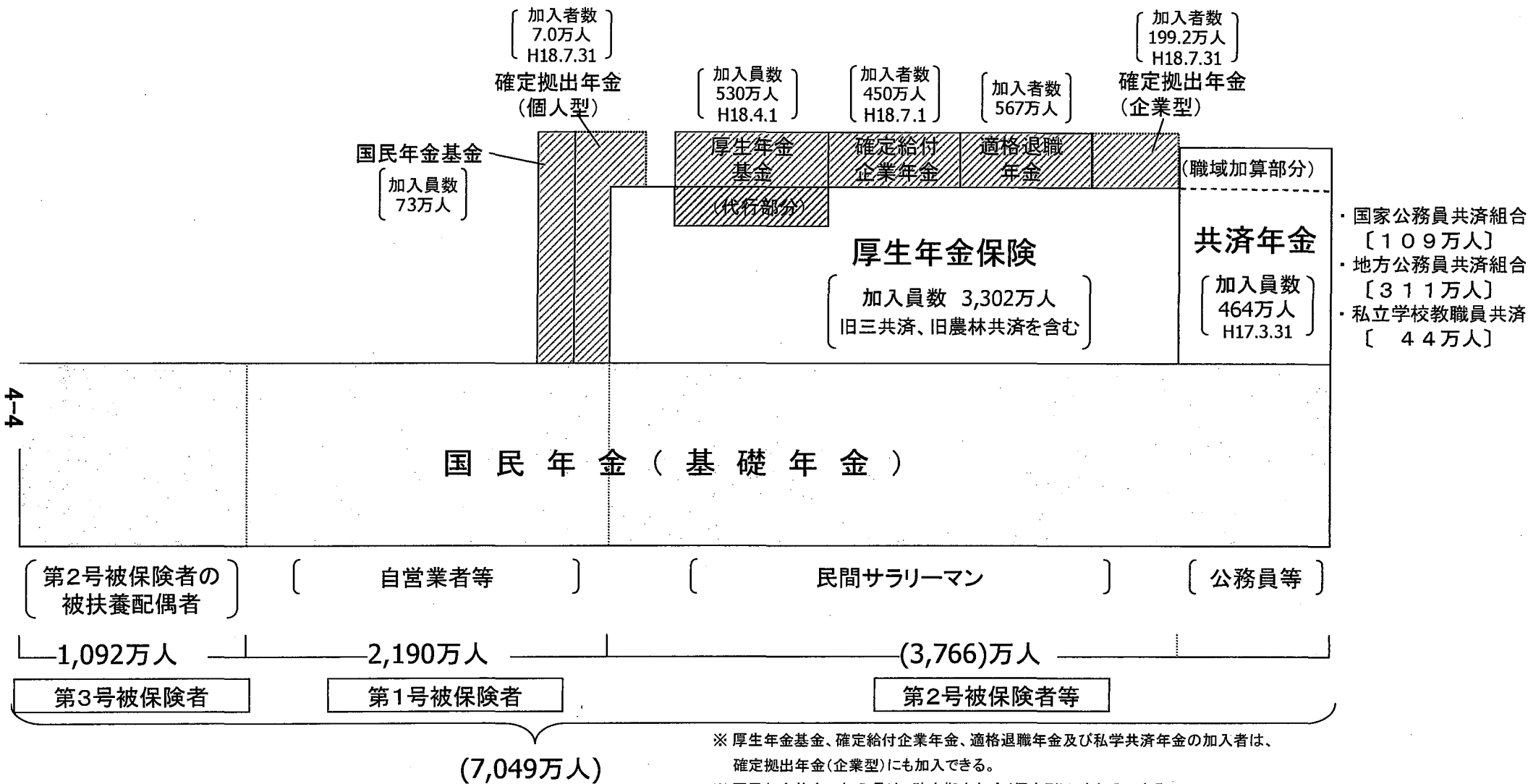
昭和 15 17 19 23 29 30 31 34 37 平成 59 60 61 2 9 14



(注) 明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。

※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。

※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。

※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

※()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。